

2 介護をできるだけ必要としないために

1
生きがいを見つけない

2
介護をできるだけ必要としないために

3
生活支援サービスを
利用したい

4
施設サービスを
利用したい

5
安心して
医療を受けたい

6
高齢者福祉施設一覧

7
相談窓
口

介護予防・日常生活支援総合事業

多様な社会資源の活用を図りながら、要支援者や要支援等になるおそれの高い高齢者に、介護予防サービスや配食などの生活支援サービスを総合的に提供する事業です。

○ 目的

心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような環境を整え、効果的かつ効率的な支援等を行うことを目指す事業です。

○ 内容

I. 介護予防・生活支援サービス事業

A 訪問型サービス

①訪問介護(これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス)

訪問介護員による身体介護や生活援助を受けることができます。

②基準緩和型訪問介護サービス(現行の指定基準等を緩和した事業所等から提供されるサービス)

生活援助として掃除や洗濯、調理など日常生活に必要なサービスを受けることができます。

③短期集中型サービス(約3か月間)

うつ、認知症、閉じこもりなどの状態により、通所型サービスへの参加が困難な場合、地域包括支援センターの保健師等による日常生活上の相談または指導を受けることができます。(まめかな訪問事業)

④住民主体型訪問サービス

NPO・住民団体等により、日常生活支援のサービスを受けることができます。

B 通所型サービス

①通所介護(これまでの介護予防通所介護に相当するサービス)

指定通所介護事業所等で、入浴や食事サービスの提供、生活機能向上のためのサービスを受けることができます。

②基準緩和型デイサービス(現行の指定基準等を緩和した事業所等から提供されるサービス)

指定通所介護事業所等で、入浴や送迎の有無を選択して、①通所介護に準じたサービスを受けることができます。

③住民主体型デイサービス・認知症カフェ

NPO・住民団体等により、高齢者の閉じこもりを予防し、地域において高齢者の自立した生活を支援するための「気軽に集える場」を提供します。

④短期集中型サービス（約 3 か月間）

専門職が指導する「生活機能を改善するためのプログラム」に参加できます。
（運動器機能向上事業、口腔機能向上事業、認知症予防事業）

C **その他生活支援サービス**

①栄養改善配食サービス（28 ページ）

介護予防ケアマネジメント

介護予防サービスや総合事業によるサービスなどを適切に提供できるよう、
地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所のケアマネジャーがサービス計
画の作成やサービス提供事業所との調整等を行います。

〈対象者〉

- ・ 要支援認定を受けた方
- ・ 基本チェックリスト該当者である第 1 号被保険者

※「基本チェックリスト該当者」とは、年齢とともに現れる心身の衰え（生
活機能の低下）の有無を確認する基本チェックリストの結果に基づき、
介護予防の必要があると判断された方

基本チェックリストによる利用の手続き

①相談（市役所介護保険課・各地域の地域包括支援センター等にて受付）



②基本チェックリストの実施



③サービス事業対象者として被保険者証の発行（対象の場合）



④サービス利用計画についての相談・調整



⑤サービス計画作成



⑥サービス開始

★ 問い合わせ先

- ・ 訪問介護、基準緩和型訪問介護サービス、通所介護、基準緩和型デイサービス
介護保険課 支援係 電話 214-2093（直通）
介護保険課 給付係 電話 214-2092（直通）

- ・住民主体型サービス、栄養改善配食サービス
高齢福祉課 高齢者サービス係 電話 214-2172（直通）
- ・短期集中型サービス
高齢福祉課 地域包括支援係 電話 214-2090（直通）
地域を担当する地域包括支援センター（77 ページ）
- ・介護予防ケアマネジメント（基本チェックリスト）
介護保険課 介護認定係 電話 214-2089（直通）
介護保険課 給付係 電話 214-2092（直通）
地域を担当する地域包括支援センター（77 ページ）

Ⅱ. 一般介護予防事業

一般介護予防事業とは、活動的な状況にある高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた取組を行う介護予防事業です。

・介護予防把握事業

閉じこもり等の要支援者を把握した場合、介護予防活動へつなげます。

・介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行います。

例) 運動を通じたフレイル予防（いきいき筋トレ体操の普及啓発）

いきいきシニア食生活支援事業（男性料理教室等）

低栄養予防普及啓発

介護予防健康セミナー

（専門職と連携しフレイル予防、及び介護予防等に関する情報発信）等

・地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

例) いきいき筋トレサポーター養成講座

○ 対象者

65 歳以上の方及びその支援のための活動に携わる方

★ 問い合わせ先

高齢福祉課 地域包括支援係 電話 214-2090（直通）

中保健センター 電話 214-6630（直通）：フレイル予防や介護予防健康セミナー等

南保健センター 電話 271-8010（直通）：同上

北保健センター 電話 232-7681（直通）：同上

健康づくり課 電話 252-7180（直通）：食生活・低栄養予防等

